

産業建設常任委員会報告書（平成23年9月定例会）

議案番号	議案第71号
議案名	宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
議案の概要	<p>開発行為により本市に帰属した山手台西4丁目公園及び市施工による花のみち・さくら橋公園の合計2箇所を新たに都市公園とし、適正な管理を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。</p>
論点1	<p>都市公園として認定する基準について</p> <p><質疑の概要></p> <p>問 公園の提供義務が発生する開発の面積は。</p> <p>答 開発面積3000平米以上。開発面積の3%又は150平米で大きい方の面積の公園の提供を受けている。</p> <p>問 都市公園として指定する面積的な基準があるのか。</p> <p>答 公共物として管理していく上で必要な手続きとして都市公園条例に位置づけしようとするもので、小規模公園であっても市が開発で移管を受けた公園についてはこの条例の位置づけを行う。</p> <p>問 花のみち・さくら橋公園が都市計画決定されていない理由は。</p> <p>答 都市計画の決定には、適正な配置と、補助事業として国の補助金を得て整備するという、大きく2つの目的がある。花のみち・さくら橋公園は、防衛庁の補助をいただいていること、文化創造館の中庭的要素をもっていることから都市計画決定していない。</p> <p>問 山手台西4丁目公園の整備にあたっては、業者を誘導するガイドラインのようなものは用いられたのか。</p> <p>答 大規模開発においては技術基準に合致させて広場とか植栽とか遊具の設置を計画していく。当該公園は小さな子どもをはじめとするファミリー層に親しんでいただけるように事業者と協議しながら計画を進めてきた。</p>
論点2	<p>都市公園の管理について</p> <p><質疑の概要></p> <p>問 アドプト制度を導入している公園数は。</p> <p>答 22年度末で都市公園数303のうち34園。</p> <p>問 マンション等の脇にできたような小さな公園は、数年たったら雑草ばかりでほとんど管理ができていない。どう管理するかということを設定段階で入っていくべきでは。</p>

答 303箇所の公園をたえず清掃するのは多額の予算があっても困難である。一方、地元では自分たちで公園をきれいにしたいという声をいただいております、平成19年から地域の方に管理していただくアドプト制度を進めている。今後、マンションなどに併設されている公園の普段の清掃や草引き剪定などを、管理組合や住民のかたにさせていただくように働きかけたい。

問 都市計画法ではどのように市の管理義務が規定されているのか。

答 工事が完了した広告の日の翌日において、その公共施設の存する市町村の管理に属するものとする規定されている。

問 アドプト制度を受けていただいている団体に対して、費用は支払われているのか。

答 基本の1公園3万円に、公園の広さや剪定することによる加算がされたものを支払っている。現在を受けていただいているところでは、平均でおおよそ8万円ぐらいである。

論 点 3 今後の都市公園のあり方について

<質疑の概要>

問 小さくてだれもこなかった公園を、その隣の土地を買収して広げることによって、たくさんの子どもが来るようになった公園がある。小さいものをまとめてある程度の広さにするような取り組みが、マンションの開発計画段階でできないか。

答 規模を合わせるような指導をしているが、事業者の協力が得られていない。指摘の内容については、みなさんが集まりやすい公園をできるだけ広く確保していく方針で取り組みたい。

問 小さな公園をたくさんつくってきたことの改善策について、都市計画で長期的に統廃合するという考えを持っておくべきでは。

答 既成市街地のなかで公園を配置するための面積を確保するのは困難である。既設公園の隣接地に開発行為がでてきたときに確保することもひとつの手法として検討する必要がある。今ある公園を廃止するのは難しい。

自由討議の概要

論 点 1 都市公園として認定する基準について

○まとめ

小さい公園等をどう認定していくか、ガイドラインも含めて検討していくべきである。

<p>論 点 2 都市公園の管理について</p> <p>○まとめ</p> <p>アドプト制度はあまり広がっていない、4年で34箇所というのが実態。管理しやすい公園づくりということに発想を変えていくべき。</p> <p>論 点 3 今後の都市公園のあり方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いくら小さくても現存の公園を廃止しにくいので、努力して管理していかなければ。 ・今はなれている公園をマンション建て替えのときに再配置して繋げられないか。 <p>○まとめ</p> <p>現在の公園をすぐに廃止できないので、将来的に建て替え等いろいろな整備にあわせて、まとめていく作業をしてほしい。</p>
<p>討 論 なし</p>
<p>そ の 他 なし</p>
<p>議 決 結 果 可決（全員一致）</p>

産業建設常任委員会報告書（平成23年9月定例会）

議案番号	議案第72号
議案名	宝塚市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について
議案の概要	<p>農業災害補償法の一部を改正する法律及び農業災害補償法施行規則の一部を改正する省令が平成23年7月1日に施行されたことに伴い、家畜伝染病予防法に基づき全額補償される共済事故を農業共済の補償の対象から除外するため、条例の一部を改正しようとするもの。</p>
論点	<p>1 法改正に伴う市への影響について</p> <p><質疑の概要></p> <p>問 法改正に伴い、農業共済の負担費用はどうか。</p> <p>答 掛け金については、6月以前に契約が行われているため金額に影響はない。平成23年度から3年間固定になっている。</p> <p>問 共済事業の負担割合は。</p> <p>答 国が50%、県の共済組合連合会が30%、市と掛け金で20%</p>
その他の論点	<p><質疑の概要></p> <p>問 所有者と飼育者が異なる場合はどのような契約をするのか。</p> <p>答 家畜の管理を使用者が行っていることから、家畜伝染病予防法においても適用対象者は飼育者と決められている。</p>
自由討議の概要	なし
討論	なし
その他	なし
議決結果	可決（全員一致）

産業建設常任委員会報告書（平成23年9月定例会）

議案番号	議案第73号
議案名	平成22年度宝塚市水道事業会計決算認定について
議案の概要	<p>平成22年度水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付するもの。平成22年度末の給水人口は、23万2,320人、年間有収水量は、2,410万2,168立方メートル、有収率は、94.8パーセント。収益的収支は、仮受仮払消費税を含む決算額で収入総額42億8,915万2,462円、支出総額42億9,072万4,907円で、差し引き157万2,445円の赤字となったが、消費税等に伴う経理処理をした結果、当年度は、7,405万4,372円の純損失となった。資本的収支は、収入総額12億4,460万1,758円、支出総額31億7,613万1,832円となり、差し引き19億3,153万74円の資金不足が生じたが、損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんした。</p>
論点1	決算上の財務指標等数値の推移について
<質疑の概要>	<p>問 剰余金が発生し、内部留保資金を貯めている。料金を値下げし市民に還元すべきではないか。理想とされる流動比率200%に比べ754%と高い。その評価は。</p> <p>答 料金は昭和55年以降改定しておらず、近隣阪神間では安価となってきている。今後、耐震化、老朽化対策や、水源の確保等の大規模工事での還元も市民への還元のひとつと考えている。流動比率は適正水準より高い。</p> <p>問 資本的収入のうち国庫補助金について、大幅に減額となっている理由は。</p> <p>答 平成21年度は、国の経済対策として補助金で配管工事を実施。22年度は、補助基準が厳しくなり、補助金の交付が減った。</p>
論点2	経営に対する減価償却の影響
<質疑の概要>	<p>問 補助金（税金）で建設したものを、市民からの料金で回収するのはおかしい。水道料金のうち、減価償却の割合は。また、みなし償却の考え方をしないのか。</p> <p>答 水道料金における減価償却費の割合は22%である。補助金は収益で計上し、原理原則はみなし償却をしない。下水道会計は、平成17年に水道局と統合したが、昭和46年以降一挙に整備した経過から、より料金に反映しないように、みなし償却を採用している。</p>

問 予定されている地方公営企業法の改正による新制度なった場合、現行の水道事業会計、下水道事業会計への効果は。

答 下水道の収益は変わらない。上水道は収益が新たにあがるので収支は好転する。

論 点 3 長期的経営見通しについて

<質疑の概要>

問 管路は法定耐用年数（40年）以上使用しながら、更新をする計画。水漏れリスクはあがり道路陥没等につながる。水漏れの早期発見する体制は。

答 実際の安全率も踏まえ60年の耐用は可能と考えている。配水区ごとに配水量を調査し、漏水の早期発見に努めている。

問 内部留保資金は耐震、老朽化対策で市民へ還元と答弁。更新を延ばすのと食い違うが。

答 水道事業の大きな課題が3つ。水源の確保、施設の統廃合や施設の耐震化である。水の安定供給のため、水源の確保は、最優先課題と認識している。管路の更新、耐震化は少し遅れている。

問 市立病院への13億円の長期貸付は、グループファイナンスというが、債権者の義務として、担保や病院事業の状況のチェックをすべきでは。

答 事業管理者間の協定と、市長からの依頼で実施。担保はとっていない。今後、情報を得て、返済に向かい適切な対応をしたい。

問 県営水道の受水単価は。また、阪神水道からの供給単価は。

答 平成22年度の県営水道の単価は149円、次期単価は133円（ m^3 当たり）。阪神水道の構成団体は62円（ m^3 当たり）。

問 水源の確保、渇水対策として、県営水道や阪神水道からの受水を考えているが、人口ピークや、不足の予想は。

答 平成27年をピークに、武庫川右岸で1万トンを予想している。

問 阪神水道から受水するとして、宝塚が入るとどうなるのか。

答 小林・亀井浄水場の更新との比較。受水だけなのか、構成団体になるのか等、その単価や情報の収集が未だなので行いたい。

問 小林・亀井浄水場の更新費用は。

答 100数十億円と考えている。稼動しながら更新する等、お金だけですまない面がある。

問 県営水道の計画と実態は。

答 計画は1日2万 m^3 で、実態は1万4800 m^3 。

問 不足分1万トンを県営水道の差し引き分と阪神水道でまかなう計画か。受給率の問題があり、災害時に供給されない場合もある。阪神水道は淀川水系で琵琶湖を水源としているが、福井原発の影響も考えられる。県営水道や阪神水道は補完水源か、メインの水源か。

答 正規水源の考え方。浅井戸の水位が下がっており、平成10年以降、井戸を掘っても、全体の水量は増えておらず、自己水源については限界と認識している。

自由討議の概要

論 点 3 長期的経営見通しについて

- ・ 今後の長期計画の基本的な考え方について、マスタープランに十分検討していますと掲載しているが、現状としてはまだ十分検討されていない。もう少しつめた検討をすべき。
- ・ 自己水源をつくるには多大な費用がかかるので、その方向にはならないのでは。
- ・ まだ自己水源について十分に調査がされていないのでは。阪神水道からの受水についても、すでに何十年という歴史があり、途中からただ単価いくらでというわけにはいかないと思う。
- ・ 安上がりという方向で進んでいるのではないかという懸念がある。統廃合についても、作りすぎた施設は統廃合すべきだけど、行き過ぎた統廃合はすべきでない。自己水源と依存水源の位置づけについても、検討しているといいながら見えてこない。
- ・ 自己水源が長期的に見て減ってきていることを、市民にも知っていただくことが大切。
- ・ 節水ではなく、宝塚の水道の供給の仕組みを知っていただくのが大切。
- ・ 27年度のピーク時以外にはある程度の余裕が生じる。どれぐらいの余裕があるか把握していれば、災害時等の補填に役立つのでは。

○まとめ

自己水源や他の水源から受水することについて十分な調査がなされていないということであり、十分に調査した上でもう一度検討してください。

討 論 なし

そ の 他 なし

議 決 結 果 可決（全員一致）

産業建設常任委員会報告書（平成23年9月定例会）

議案番号	議案第74号
議案名	平成22年度宝塚市下水道事業会計決算認定について
議案の概要	<p>平成22年度下水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付するもの。平成22年度末の水洗化人口は、22万2,761人、年間有収水量は、2,409万4,496立方メートル、有収率は、87.9パーセント。収益的収支は、仮受仮払消費税を含む決算額で収入総額38億8,991万9,129円、支出総額41億6,396万3,698円で、差し引き2億7,404万4,569円の赤字となり、消費税等に伴う経理処理をした結果、当年度は、2億8,508万8,398円の純損失となった。資本的収支は、収入総額30億9,197万3,315円、支出総額42億1,828万2,858円となり、差し引き11億2,630万9,543円の資金不足が生じたが、損益勘定留保資金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんした。</p>
論点1	決算上の財務指標等数値の推移について
<質疑の概要>	
問	下水道事業の22年度経営と内部留保資金について
答	収益的収支の収支均衡が一番の課題であり、若干の収支改善を図っているものの、3億近い赤字がでている。内部留保資金については減価償却分がそのまま現金として残っていつているもので、経営改善の結果増えたというものではない。
問	12億円の支払い利息を減らす取り組みは。
答	高利率の繰上げ償還制度を活用。平成19年度と22年度で約3億円の軽減になった。23年度、24年度の繰上げ償還について認可を得ている。
問	今の構造が続く限り、2、3億の基金を取り崩して赤字補填することになるのか。
答	そのとおりだが、22年度末で基金の残高が1.3億円になっている。
論点2	経営に対する減価償却の影響
<質疑の概要>	
問	累積欠損金が減価償却の償却累計額を超えていなければ資金不足が起こらない。下水道事業での状況は。
答	資金不足は発生していない。

論 点 3 長期的経営見通しについて

<質疑の概要>

問 下水道事業の長期的なプランは。

答 平成18年に策定した集中改革プランが平成22年度に終期を迎え、その検証を行った。今後、それを受け新たな計画を策定する。

問 平成25年度で資金ショートする状況を回避する算段は。

答 資金ショートする前に料金改定を検討したいが、できるだけ改定は先延ばししていくなかで、市民に十分理解していただいた上で取り組みたい。

問 下水道料金が上がる一方、水道料金を下げられないか。

答 水道は水道の大きな課題を抱えているなかで、水道事業の収益から生まれたお金を下水道に回すということは制度的にもできない。一時的な貸付などできるだけ柔軟な対応をしたい。

その他の論点

<質疑の概要>

問 繰入金の推移のうち収益的収入の他会計補助金について、金額が変化しているが、補助の基準はどのようなものか。

答 原則として、雨水は公費、汚水は私費で負担するという考えだが、汚水の使用料が使用者の耐えられない額であるため、一部一般会計から補填している。その負担率は当初から下がってきているが、率を下げるにあたっては、審議会に諮問し財源的に厳しいなかで他市を参考に検討し決定した。

問 ゲリラ豪雨など近年の変化する気候に合わせ、計画は見直しているのか。

答 現在の計画は最後の1箇所となっている。次の計画箇所は現在の気候状況が反映されたものと考えている。

自由討議の概要

論 点 3 長期的経営見通しについて

- ・高利率の利息分を水道の財源から一時的に借り入れて繰り上げ償還するなど、制度上の問題も含め、水道と下水道とを一体と考えて対応することができれば、資金ショートしても単純に料金値上げということにならないのでは。
- ・料金値上げをいかに回避するかという点では、病院のように長期借入れで借入れて高利率の利息分から借り換えするなど工夫があるのではないかと。一方に水道の資金があるだけに、それをうまく活用できないか。
- ・公営企業会計が別なので一緒にできないという話があった。
- ・一体的にできないかということと、繰上げ償還を積極的にやっていただく。

- 平成25年に値上げを考えている。理解を得るために早く実態を知らせることが不可欠。
- 下水道は広くだれもが使うものであり、一般会計の税を減らして、料金で補うというのは市民に説明できない。一般会計の繰り入れが減った分が赤字につながっていると思う。
- 汚水使用料の負担率を減らしてきて、料金値上げということになると市民への説明が難しい。
- 汚水使用料の負担率について西宮市を参考にしているが、地形や人口規模が異なる。総延長距離とかで比較しないと意味がない。

○まとめ

今後毎年2～3億円の赤字が続く。経営効率化のために、繰上償還や水道事業と下水道事業の一体化等を含めて検討して欲しい。

討	論	なし
---	---	----

そ	の	他	なし
---	---	---	----

議	決	結	果	可決（全員一致）
---	---	---	---	----------

産業建設常任委員会報告書（平成23年9月定例会）

議案番号	議案第77号	議案第78号	議案第79号
	議案第80号	議案第81号	議案第82号
	議案第83号		
議案名	議案第77号から議案第81号 市道路線の認定について		
	議案第82号、議案第83号 市道路線の認定変更について		
議案の概要	<p>第77号は、都市計画法第40条第2項による帰属及び道路用地の一般寄附により、新たに市道路線の認定をしようとするもの。</p> <p>第78、79号は、都市計画法第40条第2項による土地の帰属により、新たに市道路線の認定をしようとするもの。</p> <p>第80号は、住宅市街地総合整備事業完了による管理引継により、新たに市道路線の認定をしようとするもの。</p> <p>第81号は、都市計画道路武庫川通線工事完了による管理引継により、新たに市道路線の認定をしようとするもの。</p> <p>第82、83号は、都市計画法第40条第2項による土地の帰属により、市道路線の認定変更をしようとするもの。</p>		
論点 1	市道路線の認定基準について		
	＜質疑の概要＞		
	問 認定基準について、生活道路整備条例では4.3メートルに見直されているにもかかわらず、4メートルとしている理由は。		
	答 従来の基準4メートルで整備されている私道の寄付の申し出があり、市道認定してほしいという場合を想定している。		
	問 認定基準である、路肩、路側、側溝、舗装、街渠等の施設の完備について、すべてが整備されていないと認定されないのか。		
	答 側溝は路肩も兼ねているというものなどは、どちらかが整備できていればよいと解釈している。		
自由討議の概要	なし		
討 論	なし		
そ の 他	なし		
議決結果	全議案可決（全員一致）		